競技場用

豊島区公共施設予約システム
（屋内スポーツ施設　競技場）利用案内

1

予約システム利用のための登録

予約システムを利用するためには、事前の団体登録または個人登録が必要です。

- 登録申請は、豊島体育館、巣鴨体育館、雑司が谷体育館、南長崎スポーツセンターで受け付けます。
- 団体登録　…　抽選申込・一般予約が可能
  個人登録　…　一般予約が可能

2

抽選予約の申込

★　利用したい月の２か月前の１日から１０日まで

パソコンや携帯電話から予約システムにアクセスし、抽選申込をします。

- １か月の抽選申込数には制限があります。
- パソコンもしくは携帯電話をお持ちでいないため、予約システムにアクセス出来ない方は、各施設にパソコンを設置してありますので、そちらをご利用ください。

3

抽選結果の確認、確定へ

★　利用したい月の２か月前の１１日から２０日まで

抽選結果を予約システムで確認し、当選していたら期間中に施設利用料金を支払い、予約を確定させてください。

- 期間中に施設予約利用料金のお支払いがなかった場合は、当選が無効になります。

4

空き枠の申込

★　利用したい月の２か月前の２１日９：００から利用日の７日前まで

抽選確定期間後の空いている枠については、先着順で予約を申し込むことができます。

- 予約後、１週間以内に施設利用料金を支払うことにより、予約が確定します。
- 予約後、１週間以内に施設利用料金のお支払いがなかった場合は、予約が無効になります。
- 予約システムから予約が出来るのは、利用日の７日前までです。それ以降は、直接施設へお問い合わせください。

5

施設利用当日

施設の窓口にて、利用手続きをしてください。

1　団体登録要件

団体種別	登録要件	申請書類	申請受付場所
【競技場】 ・バスケットボール ・バレーボール ・卓球 ・バドミントン ・その他屋内スポーツ	構成員が**１０名以上**、かつ**半数以上**が豊島区に在住もしくは在勤であること	・登録申請書 ・構成員半数以上の在住、在勤等を確認できる書類 ・本人確認書類	・豊島体育館 ・巣鴨体育館 ・雑司が谷体育館 ・南長崎スポーツセンター

※　団体の代表者は１８歳以上で区内在住もしくは在勤であること。
※　未就学児は、構成員として登録はできません。
※　同じ人が、同じ団体種別の別のチームに重複して登録することはできません。
※　１つの団体に対して、発行するＩＤは１つです。
※　学生で構成する団体・サークル及び豊島区スポーツ協会並びに豊島区レクリエーション協会の加盟団体は登録できません。
※　団体登録の内容に変更が生じたときは、「利用者登録変更届」の提出が必要になります。
※　登録は発効日より３年後の月末まで有効。

2　登録申請について

登録申請書は、豊島区のホームページからもダウンロードできます。

【団体登録に必要な申請書類】

１　申請書（代表者・連絡者）
２　申請書（メンバー登録）
３　登録要件を満たす構成員分の在住・在勤等を確認できる書類
４　登録者全員の本人確認書類

【在住、在勤を確認する書類】

＜在住＞

区内に在住していることが確認できる書類（名前と住所が記載されているもの）。
（例）運転免許証、住民票（発行から３か月以内）など
※　運転免許証、住民票などで在住を証明する場合は、そのコピーを提出してください。
※　住所の記載が裏面にある場合は、両面のコピーを用意してください。
※　提出された書類は、利用者ＩＤ発行時にお返しいたします。

＜在勤＞

区内に勤務していることが確認できる書類（名前と勤務地が記載されているもの）。
（例）在勤証明書（社印、証明者印があること）
※　登録申請書に、勤務先の社印、証明者印があるものでも可。

3　抽選申込数

施設	抽選申込数	抽選最大当選数	１か月の予約上限数
屋内スポーツ施設　競技場	６コマ	４コマ	８コマ

4　問い合わせ先

豊島体育館　TEL　03-3973-1701	雑司が谷体育館　TEL　03-3590-1252
巣鴨体育館　TEL　03-3918-7101	南長崎スポーツセンター　TEL　03-5988-9270
豊島区役所　学習・スポーツ課スポーツ施設グループ　TEL　03-4566-2766	